

社会貢献型自動販売機の出店事業に関する仕様書

1 設置物件

- (1) 設置物件及び面積
和泉市室堂町840
大阪母子医療センター内の指定場所 8台 合計7㎡
- (2) 設置部分
別紙図面のとおり

2 設置貸付用途

社会貢献型自動販売機

3 設置期間

設置期間は、3年間とする。
ただし、将来センターの大幅な改修等があった場合は、別途協議とする。

4 手数料

- (1) 手数料は、プロポーザル方式で定めた募集要項に基づき、出店事業者が提案した企画提案書に記載した価格（あるいは比率）とする。
- (2) 手数料の支払は、契約締結後毎月払いとし、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会（以下「連合会」という。）が定める期日までに支払うものとする。
- (3) 手数料は、原則として3年毎に社会経済情勢等を考慮し、両者協議の上、見直しを行うものとする。

5 遅延利息

手数料及び諸費用を連合会が発行する請求書で指定する支払期限までに支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年5%の割合で計算した金額を、連合会が発行する請求書により支払わなければならない。

6 経費の負担

- (1) 設置物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ゴミ処理にかかる経費等、店舗営業にかかる全ての経費は、出店事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機で使用する電気、水道の料金については、大阪母子医療センターが毎月子メーター（計量法により検定し、かつ検定有効期間内の計器を使用し、出店事業者の負担で設置すること）により確認の上、連合会が作成する請求書により年一回支払うこと。

7 設置条件

- (1) 社会貢献型自動販売機の設置
設置する自動販売機は、設置場所が病院であることから医療（とりわけ母子医療）を重視した基金支援用か災害対策用自動販売機とし、商品の納入額は基金支援用35%以上、防災対応用25%以上とし、また電子マネーを利用できる自動販売機の提案を優先とする。
- (2) 駐車料金の負担
原則として、飲料水等の納品に利用する営業車に必要な駐車料金は事業者負担とする。駐車料金の支払いについては、飲料水等の納品場所である病院に申請することにより免除される場合がある。
- (3) 販売を禁止するもの

アルコール類の販売はできない。

(4) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて出店事業者負担において行うこと。

(5) 出店事業者の責務

出店事業者は、病院からの直接要望があった時は必ず連合会に報告し、連合会の指導の下対応しなければならない。

8 機器運用上の注意事項

(1) 自動販売機の管理

自動販売機を設置するにあたり、法令等を遵守すると共に定期的に点検を行い適切に管理すること。

(2) 商品の管理

年末、年始、夏休み等妊産婦や小児患者が多くなる病院の特性を熟知し、自動販売機の「品切れ」が生じないように注意し納品を行うこと。

(3) 自動販売機の設置や商品の搬入について

自動販売機の設置や商品の搬入に必要な駐車スペースの確保や駐車料金の支払いについては、病院の指導に従うこと。

(4) 自動販売機の維持について

自動販売機の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費（蛍光灯等の交換を含む。）は納品事業者の負担とする。

また、自動販売機や付属備品等の更新、修繕、模様替えその他、設置する自動販売機を変更する場合は、納品事業者の費用負担により実施するものとし、事前に書面により連合会の承認を受けるものとする。

9 第三者の使用禁止

納品事業者は、自動販売機の設置契約書に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできない。

10 自動販売機の設置契約書の解除又は変更

次のいずれかに該当するときは、自動販売機の設置契約書の解除又は変更をすることができる。なお、納品事業者は、この解除又は変更によって生じた損失の補償を連合会に請求することはできない。

- (1) 連合会が病院からの要請等やむを得ない理由により自動販売機設置場所を必要とするとき
- (2) 納品事業者が、自動販売機の設置契約書及び仕様書の各条項に違反したとき

11 原状回復

- (1) 自動販売機の設置契約を取り消されたとき又は契約期間が満了したときは、納品事業者の費用負担において、連合会が指定する期日までに自動販売機設置場所を原状に回復しなければならない。ただし、病院が特に承認したときはこの限りでない。
- (2) 納品事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、連合会がこれを行い、その費用を納品事業者の負担とすることができる。この場合納品事業者は、何等の異議を申し立てることができない。

12 損害賠償

- (1) 納品事業者は、その責に帰すべき理由により、自動販売機の設置の全部又は一部を滅失又

- は毀損したときは、当該滅失又は毀損による設置場所の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、設置場所を原状に回復した場合はこの限りではない。
- (2) 前項に定める場合のほか、納品事業者は、自動販売機の設置契約書及び仕様書に定める義務を履行しないため連合会に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

13 有益費等の請求権の放棄

納品事業者は、貸付物件のために投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用をセンターに請求しないものとする。

14 実地調査等

連合会及び病院は、貸付物件について随時に実施調査、又は報告、若しくはその両方を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。

15 法令の遵守

本件の使用にあたっては、大阪府個人情報保護条例のほか関係法令及び関係規程を遵守すること。

16 疑義の決定

仕様書及び自動販売機の設置契約書の各条項に関して疑義があるとき、その他物件使用について疑義が生じたときは、連合会並びに病院の指示するところによる。